

独立行政法人国立病院機構四国がんセンターにおける
治験コーディネーター養成研修に係る受託研修生受入れに伴う取扱規程

(通則)

第1条 独立行政法人国立病院機構四国がんセンターにおいて、(財)日本薬剤師研修センター(以下「研修センター」という。)の申請に基づき実施する治験コーディネーター養成研修に係る受託研修生の受入れについては、本規程の定めるところによる。

(申請及び許可)

第2条 院長は、研修センターの長から治験コーディネーター養成研修に係る受託研修生としての受入れの申請があったときは、適当と認めた場合、これを許可することができる。

(研修期間)

第3条 研修期間は、研修センターの長の申請に基づき、受入れを許可する日の属する会計年度を超えない範囲で、院長が決定する。

(研修方法等)

第4条 受託研修生の研修方法等については、研修センターが定める「治験コーディネーター養成研修プログラム」に基づいて実施するものとする。

(研修料及び徴収方法)

第5条 受託研修生に係る研修料については、研修センターが負担するものとし、当該研修料の額及び徴収方法は別途通知するところによる。

(研修及び守秘義務)

第6条 受託研修生は、独立行政法人国立病院機構四国がんセンターの諸規則を守り、院長の指示に基づき、研修しなければならない。

2 受託研修生は、独立行政法人国立病院機構四国がんセンターで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(研修の停止及び許可の取消)

第7条 受託研修生が前条の規定に違反し、または受託研修生としてふさわしくない行為があったときは、院長は当該受託研修生の研修を停止させ、または第2条の許可を取り消すことができる。

2 院長は、前項の規定により研修を停止させ、または研修の許可を取り消すときは、これを研修センターの長に通知する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、受託研修生に関して必要な事項は、院長が定める。

2 その他、治験等に係わる研修生の受入についても本規程を準用する。

(附則)

第9条 この規程は、平成14年11月1日から施行する。

この規程は、平成17年1月1日に改訂する。

この規程は、平成18年4月1日に改訂する。